

## 東日本大震災により被災された学生等に対する 入学金及び授業料等の免除について

職業能力開発大学校等では、東日本大震災により、学ぶ意欲と能力のある学生等が修学を断念することがないように、被災世帯の学生に対して次のとおり入校料及び授業料等の免除の支援を行います。

### 1 支援の内容

- ① 平成27年度に入校する学生の入校料の免除
- ② 平成27年度授業料（研修課程の研修受講料を含む。）の免除
- ③ 平成27年度寄宿舍使用料の免除

### 2 支援の対象となる訓練

- (1) 普通課程の普通職業訓練（上記1の②のみ）
- (2) 専門課程（日本版デュアルシステム（専門課程活用型）を含む。）、応用課程及び総合課程の高度職業訓練（上記1の①～③のすべて）
- (3) 長期養成課程、短期養成課程、職種転換課程及び高度養成課程の指導員養成訓練  
（長期養成課程：上記1の①～③のすべて）  
（短期養成課程：上記1の②）  
（職種転換課程及び高度養成課程：上記1の②及び③）
- (4) 研修課程の指導員技能向上訓練（上記1の②）

### 3 支援の対象者

平成23年3月11日時点において、災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住していた学生等又は被災地域内の独立生計者であった学生等であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方
- (2) 主たる学資負担者が震災により死亡又は行方不明の方
- (3) 居住地が福島第一原発事故による避難区域に指定された方

### 4 申請方法

「罹災証明書等の写」を添えて、免除申請書類（様式の定めあり）を各職業能力開発大学校等に提出して下さい。

なお、様式その他の詳細につきましては、各職業能力開発大学校等にお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
公共職業訓練部大学校課  
電話 043-213-7297、7298